

## 南郷体育館使用料

| 使用区分   |             |                  |           | 単位                    | 午前 9 時から<br>午後 5 時まで | 午後 5 時から<br>午後 9 時まで |
|--------|-------------|------------------|-----------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 団体貸切使用 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生以下     | 1 時間                  | 270 円から<br>250 円     | 710 円から<br>500 円     |
|        |             |                  | 一般        | 1 時間                  | 270 円から<br>400 円     | 710 円から<br>800 円     |
|        |             | その他の催しに使用する場合    |           | 1 時間                  | 540 円から<br>600 円     | 1,430 円から<br>1,500 円 |
|        | 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツに使用する場合 |           | 1 時間                  | 1,080 円から<br>1,200 円 | 2,870 円から<br>3,000 円 |
|        |             | その他の催しに使用する場合    | 営利を目的としない | 1 時間                  | 2,700 円から<br>3,000 円 | 7,190 円から<br>7,500 円 |
|        |             |                  | 営利を目的とする  | 1 時間                  | 新規<br>24,000 円       | 新規<br>60,000 円       |
| 放送設備一式 |             |                  | 1 時間      | 新規 100 円              | 新規 100 円             |                      |
| 個人使用   |             | 高校生以下            |           | 1 人 1 回<br>( 4 時間まで ) | 新規 50 円              | 新規 50 円              |
|        |             | 一般               |           | 1 人 1 回<br>( 4 時間まで ) | 新規 100 円             | 新規 100 円             |

1

使用料の算定の際、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として算定する。

2

「入場料を徴収する場合」の入場料とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金で入場者が使用者に支払うものをいう。「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

3

「営利を目的とする」とは、金銭的な利益を得ることを目的とする場合をいい、「営利を目的としない」とは、それ以外の場合をいう。

4

高校生とは、19 歳未満の勤労青少年を含むものとする。

5

南郷体育館アリーナの 2 分の 1 を使用する場合には、使用する範囲に応じて当該使用料の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、算出した金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てるものとする。

町内のスポーツ団体が常時使用する団体が、南郷体育館アリーナの 2 分の 1 を週 1 回以上の割合で使用するとき。( 1 月 1 , 600 円を超える額を減免 )